

## 北上市告示甲第48号

北上市下宿等費用補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年7月1日

北上市長 八重樫 浩 文

### 北上市下宿等費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この告示は、市外から市内の高等学校等に下宿等を利用して進学する生徒を支援することにより、流入人口の増加と若年層による賑わいの創出を図るため、下宿等に要する家賃等に対し、予算の範囲内で下宿等費用補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 市内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校及び専修学校並びに職業訓練校北上コンピュータ・アカデミーをいう。
- (2) 生徒 高等学校等に在籍する生徒又は訓練生をいう。
- (3) 下宿等 高等学校等に通学するために生徒が入居した市内の下宿、賃貸住宅又は学生寮をいう。ただし、当該生徒の3親等以内の親族（第4に規定する補助対象生徒を除く。）が所有又は居住するものを除く。
- (4) 保護者 下宿等を利用する生徒を扶養している者をいう。
- (5) 家賃等 下宿等の賃貸借契約その他これに準ずる契約に基づく当該下宿等の使用に係る対価として支払う費用をいう。

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者は、高等学校等又は高等学校等において第4に規定する補助対象事業を行う団体（以下「補助実施団体」という。）とする。

(補助対象事業)

第4 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、保護者が市外に居住し、下宿等を利用して高等学校等に通学する生徒（以下「補助対象生徒」という。）又はその保護者に対し、補助実施団体が、この告示に基づき、新たに補助対象生徒1人当たり月額10,000円以上の支援を実施する事業とする。

(補助金の交付対象期間)

第5 補助金の交付対象期間は、補助対象生徒が高等学校等に通学する期間のうち、当該補助対象生徒が下宿等に居住している期間とする。

2 前項の期間は、正規の修学年限を超えることができない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第6 補助金の額は、補助対象事業の額と同額とし、下宿等を利用する生徒1人当たり、1月につき10,000円を限度とする。

2 月の途中において下宿等に入居又は退居した場合は、補助金の額を算定する際の月数としない。

(補助金の交付申請)

第7 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該年度の4月30日までに北上市下宿等費用補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、前年度と同じ下宿等を利用する補助対象生徒については、第1号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 補助対象生徒の下宿等賃貸借契約書等の写し又は下宿等賃貸借契約内容証明書(様式第2号)
- (2) 補助対象生徒が在学する高等学校等の在学証明又は学生証の写し
- (3) 補助対象事業計画書(様式第3号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8 市長は、第7の規定による申請があった場合はその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業が完了したときは、交付決定を受けた翌年度の4月30日までに、北上市下宿等費用補助金交付請求書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に請求するものとする。

- (1) 補助対象事業実績書(様式第5号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の概算払を請求しようとするときは、下宿等費用補助金概算払請求書(様式第6号)により、次に掲げる書類を添えて、市長に請求するものとする。

- (1) 補助対象事業実績書
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 概算払の請求は、同一年度において1回限りとする。

(補助金の交付)

第10 市長は、第9の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第11 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(個人による申請)

第12 第3から第11までの規定にかかわらず、補助実施団体が実施する補助対象事業の対象とならない補助対象生徒については、その下宿等の契約者を補助金の交付の対象となる者とし、第5から第11までの規定(第7第3号を除く。)を準用する。この場合において、第6第1項中「補助対象事業の額と同額とし、下宿等を利用する補助対象生徒1人当たり」とあるのは「下宿等を利用する補助対象生徒1人当たり」と、第7中「北上市下宿等費用補助金交付申請書(様式第1号)」とあるのは「北上市下宿等費用補助金交付申請書(個人用)(様式第7号)」と、第9第1項第1号中「補助対象事業実績書(様式第5号)」とあり、及び第9第2項第1号中「補助対象事業実績書」とあるのは「支払った家賃等の領収書等の写し」と読み替えるものとする。

(補則)

第13 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

年 月 日

北上市長 様

住 所  
補助実施団体名  
及び代表者名

北上市下宿等費用補助金交付申請書

年度において、下宿等費用補助金の交付を受けたいので、北上市下宿等費用補助金交付要綱第7の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

なお、同要綱第2の規定のとおり、支援の対象となる生徒が入居している下宿等は、同生徒の3親等以内の親族が所有又は居住するものではないことを確認しております。

記

1 申請額 金 円

2 支援対象生徒 名

生徒氏名	学年	下宿 利用 月数	高等学校等入学前の住所	下宿等の住所

3 添付書類

様式第2号（第7関係）

年 月 日

北上市長 様

住 所  
氏 名

下宿等賃貸借契約内容証明書

下宿等入居生徒氏名	
下宿等の住所及び名称	(住所) (名称)
入居契約期間	年 月 日～ 年 月 日
家賃等（月額）	円
賃貸人による証明	記載内容に相違がないことを証明します。  年 月 日 賃貸人 住所 名称 代表者氏名  ⑩

年 月 日

北上市長 様

住 所  
補助実施団体名  
及び代表者名

補助対象事業計画書

事業名称	
事業内容	
支援対象生徒数	
支援総額	円 (補助対象生徒1名当たり月額 円)
実施期間	年 月 日～ 年 月 日
摘要	

年 月 日

北上市長 様

住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名

北上市下宿等費用補助金交付請求書

年 月 日付け北上市指令 第 号で交付決定の通知があった北上市下宿等費用補助金について、その事業が完了したので、北上市下宿等費用補助金交付要綱第9の規定により、関係書類を添えて、次のとおり請求します。

記

- |   |          |   |   |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
|   | 補助金既受領額  | 金 | 円 |
|   | 今回請求額    | 金 | 円 |
- 2 振込先
- 3 添付書類

年 月 日

北上市長 様

住 所  
補助実施団体名  
及び代表者名

補助対象事業実績書

事業名称	
事業内容	
事業効果	
支援対象生徒数	
支援総額	円 (補助対象生徒1名当たり月額 円)
実施期間	年 月 日～ 年 月 日
摘要	

年 月 日

北上市長 様

住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名

北上市下宿等費用補助金概算払請求書

年 月 日付け北上市指令 第 号で交付決定の通知があった北上市下宿等費用補助金について、北上市下宿等費用補助金交付要綱第9の規定により、次のとおり概算払の方法により交付されるよう請求します。

記

1	補助金交付決定額	金	円
	今回請求額	金	円
	残額	金	円

2 振込先口座

3 添付書類

年 月 日

北上市長 様

住 所  
氏 名

北上市下宿等費用補助金交付申請書（個人用）

年度において、下宿等費用補助金の交付を受けたいので、北上市下宿等費用補助金交付要綱第7の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

なお、同要綱第2の規定のとおり、生徒が入居している下宿等は、同生徒の3親等以内の親族が所有又は居住するものではありません。

記

1 申請額 金 円

2 補助対象生徒

学校名		学年	
生徒氏名		続柄	
下宿等の住所 及び名称	(住所)  (名称)		
下宿利用予定期間	年 月 日～ 年 月 日		
高等学校等 入学前の住所			

3 添付書類